

質問1

診療所の仕事に従事している妻や二女に青色事業専従者として給与と賞与を支給したいのですが、その適正額をどのように決めたらよいでしょうか。

回答 労務の性質やその提供の程度等により適正額を決めます。

青色事業専従者に対する給与の支給額が、必要経費と認められるためには、その額が届出書に記載された金額の範囲内であることと適正な金額であることが二つの条件です。

そこで、届出書に記載する給与の額をいくらにしたらよいかの問題となりますが、適正な給与の額かどうかは次の状況からみて判定することとされています。

- (1) 専従者が労務に従事する期間、労務の性質及びその提供の程度
- (2) 自院に勤務している他の使用人に対する給与の支給状況
- (3) 自院と同程度の規模の他院に勤務している人の給与の状況
- (4) 自院の診療科及び規模並びに収益の状況

したがって、届出書に記載する給与の額は、上記のことや、①その専従者と同程度の能力のある他人を雇うとした場合に雇える金額であるかどうか、②その専従者が他院に雇われ、自院の事業に専従するのと同程度の働きをした場合にどれだけの給与が貰えるかというようなことを考えて、適正な金額を決められなければなりません。

なお、各医院ともそれぞれ特殊性があることから、一定の金額基準を設けることは困難ですが、上記(1)～(4)に照らして不相当に高額なものは、相当な労務の対価として認められないことになります。

質問2

今年はだいぶ所得が多くなりそうなので、青色事業専従者として診療所の事務に従事している二女の賞与を多くしてやろうと思っていましたが、届出額以上の賞与を支払った場合は、必要経費にならないと聞きましたが本当でしょうか。

回答 変更届を提出しなければ必要経費となりません。

青色事業専従者給与の額は、届出書に記載されている方法に従い、その記載されている金額の範囲内において、実際に支払った額を必要経費にするととされています。

したがって、届出書に記載された金額以上の額は、たとえ支払っても必要経費になりません。

しかし、届出書の記載事項はいつでも変更できますので、遅滞なく変更届を提出すれば、変更前の賞与より多く支払うことができますが、その額は労務の対価として相当な額でなければなりませんし、使用人との権衡も考えて適正額を決める必要があります。

なお、届出書に記載した給与、賞与の金額は、必ず支給しなければならないものではなく、専従者給与の限度額となるものです。

さらに、賞与の基準として、例えば「〇ヵ月分の範囲内で勤務の状況に応じた相当な金額」などと記載してもよいこととされていますので、事業主の実情に合った届出をしておくことが、以後の変更届の手数を省くことにもなるでしょう。